

平成29年度予算委員会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成29年9月7日（木）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開 会 （開 議） 9月7日（木）9時00分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出 席 委 員（16名）

1番	小 田 久美子	2番	竹 本 誠
3番	富 永 やよい	4番	大高下 光 信
5番	大 江 康 子	6番	兼 山 益 大
7番	下 岡 憲 国	8番	住 吉 秀 公
9番	宗 像 啓 之	10番	久留島 元 生
11番	岡 田 良 訓	12番	多 田 雄 一
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	議長	桑 原 公 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠 席 委 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

町	長	西 田 祐 三
副 町	長	胡 家 亮 一
企 画 部	長	鶴 岡 靖 三
総 務 部	長	丹 羽 勤
福 祉 保 健 部	長	湯 木 淳 子
建 設 部	長	久保田 誠 司
総 務 部 次 長		門 前 誠 司
福 祉 保 健 部 次 長		伊 藤 仁 士
建 設 部 次 長		龍 岩 広 幸

財 政 課 長	吉 本 真 人
税 務 課 長	近 森 茂
生 活 安 全 課 長	脇 本 健 二 郎
住 民 課 長	水 川 綾 子
保 健 セ ン タ ー 所 長	森 原 知 美
建 設 課 長	木 村 生 栄
上 下 水 道 課 長	早 稲 田 誠
教 育 長	田 坂 裕 一
教 育 次 長	石 川 直 之
学 校 教 育 課 長	小 林 伸 二
学 校 教 育 課 教 育 指 導 監	森 山 真 文
総 務 課 主 幹	下 野 武 士
収 税 対 策 室 長	谷 川 雅 彦
上 下 水 道 課 主 幹	日 高 博 之

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 修 治
主 任	戸 成 正 考
主 事	木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 付 託 案 件

第 28 号議案 平成 29 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）
 第 29 号議案 平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 第 30 号議案 平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 第 31 号議案 平成 29 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議 事 の 内 容

午前 9 時 00 分 開議

○委員長（崎本）皆さん、おはようございます。本日は、大変御苦勞様でございます。これより予算委員会を開会いたします。ただいまの出席人数は 15 名でございます。定足

数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。
本委員会に付託されました案件はあらかじめお手元に配付しております審査進行表のとおりでございます。審査に先立ちまして、町長からの発言の申し出がありますので、これを許します。はい、町長。

○町長（西田） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。今日は、平成 29 年度の補正予算を十分に御審議いただくという形になっております。議決の方をよろしくお願いしたいというふうに思います。

○委員長（崎本） はい、それでは審査に入ります。本委員会に付託されました案件については、町長の提案理由及び主管課長等の説明が終わっておりますので、進行表に従って、審査をいたします。審査は議題ごとに質疑を行い、最終的に討論、採決を行います。ここで皆様に御協力をお願いしたいと思います。各委員会の皆様、質疑は、原則一問一答形式により回数は制限がございませんが、簡潔に行ってくださいようお願い申し上げます。執行部の皆様には、答弁は、質疑の趣旨に沿って簡潔に丁寧に、的確に行い、メモを取るなどして、答弁漏れがないようお願いいたします。また、予算関係の審査の進め方ですが、基本的に各資料のページごとに行いますので、よろしくお願いいたします。それでは、第 28 号議案、平成 29 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。資料 2 の補正予算説明書を御用意ください。まず、歳入から 1、2 ページをお願いいたします。質疑があれば許します。はい、前田君。

○委員（前田） 早速ですがね、防災ラジオ、入の方、ちょっと、出でもいいんだろうけどもね。需要が、何かこう、今まで、売れなかった、売れなかったということじゃったんじやが、どういう何で売れるようになったかということで、収入は別段ええんじやが、総括の方がええんかも分らんけども。

○委員長（崎本） 生活安全課長。

○生活安全課長（脇本） 防災ラジオにつきましては、今年度、自治会の方に補助金が出されて、その中に防災割というものが新しく組み込まれました。その関係で、個人購入ではなくて、自治会の方からまとめて何台か買いたいという申し出が多々ございまして、今回追加でラジオの購入を組ませていただいたということでございます。

○委員長（崎本） はい、ほかにありませんか。はい、下岡君。

○委員（下岡） 一番下ですね、地方債、町債に関係してですね、提案書の地方債補正ということで 4 ページにも載ってるんですけども、限度額 1,960 万で、公共施設等適正管

理推進事業ということで、普通事業から付け替えというか変更がなされてるんですけれども、この内容について説明していただけますか。

○委員長（崎本）財政課長。

○財政課長（吉本）当初予算では、一般単独事業債、充当率 75 パーセント、額にして 1,630 万の財源として計上しておりましたが、29 年度に新設された公共施設等適正管理推進事業債が適用になることが明らかになったことにより、より充当率の高い起債を充てて財源を振り替えをするものでございます。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）これは、例えば何でもですね、町債を発行するものがこれにできるということではなくて、ある条件が課せられてると思うんですけれども、確かに政府は今年度 3,500 億円か、この公共施設等適正推進事業債を予算計上している訳なんですけれども、条件があると思うんですけれども、その条件はどう、なんでどの事業がそれに該当するから認められることになるのか、説明をお願いします。

○委員長（崎本）財政課長。

○財政課長（吉本）この度新設されました公共施設等適正推進事業債につきましては、その目的が、公共施設等が集約化、複合化、老朽化対策等を推進し、その適正・・・を図るために、現行の公共施設等最適化事業債等を再編して、長寿命化対策、コンパクトシティの推進とかいうのがその起債の目的にありまして、その中の一つの。

○委員長（崎本）ちょっと待ってください、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 0 8 分 休憩

午前 9 時 0 9 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き、委員会を続行します。

○財政課長（吉本）複数メニューの除却事業というメニューがありまして、施設の解体に要する経費に起債をはめるものなんです、主には、公共施設の再編ということで、海田町においては、保育所再整備事業という中での事業の中の、この度西浜保育所、畝保育所を解体するかということで、再整備に当たっての除却事業が起債の対象となるものでございます。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）14の2の5のことですけれども、建築費の補助金、2,670万という歳出の方で、サティというんかどういふんかね、店が、イオンですか、そこに充てられると思うんですけれども、金額として、約半分ということなんです。私が判断するのに、これが充てられるんかどうか、よう分かりませんが、住宅建築物安全ストック形成、こういう名称のもとで、次の歳出に出てくる大型規模の建築物に対する補助、どういふ方法で、方法いふんか、どういふ理由でね、これが充てられているのか、早く言えば法的根拠なんですよ。どういふ理由なのか、またこれが、それに該当するいふんか、充当しとるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず根拠でございますが、耐震改修促進法という法律がございます。それでその改正に伴いまして、不特定多数の方が利用する建物の耐震改修に補助金が充てれるというふうになりました。今回、店舗で、3階以上かつ面積が5,000平米以上の建物ということで、海田町内であれば、イオン海田店さんのみが該当するものがございます。こちらの歳入の部分につきましては、全てそちらの歳出の方に充当される財源でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）歳出に移ります。3、4ページをお開きください。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次に、5ページ、6ページをお願いいたします。はい、佐中君。

○委員（佐中）路線バスのＩＣカード、スイカという説明を受けましたけれども、広島県のバス協会、19の路線ということになれば、海田町全域に対するバスの、そういう運行いふんか、路線に全て該当するのかどうか。またこの19の路線というのは、どこまでの範囲のことを示しているのか、お尋ねをいたします。

○委員長（崎本）はい、総務部次長。

○総務部次長（門前）バスに関しましてはですね、海田町内のいわゆるパスピーが適用されているバスについては全てでございます。それで、同じく県内のパスピーが利用できる、そういったバスであるとか、電車ですね、路面電車とか、そういったものにも適用されるというものでございます。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）私聞くのは、町内で、循環バスを除いてですね、全てそれが適用できるのかどうか。どこの範囲までが、県内のが、パスピーとかいうのがありましたが、説明の中では、議案の説明の中ではスイカというのもありましたので、私はパスピーがどうか、スイカがどうかトマトがどうかいうのは、ちょっとよう分からんのですが、だけれども、どこがどうなってね、どこの範囲の中でどうなって、全く海田町、該当しないけども、利便性を高くするため大都市だけが、これが利用できるのかどうか、そこをちょっとお尋ねします。

○委員長（崎本）総務部次長。

○総務部次長（門前）改めてですね、全体の御説明させていただくんですが、今回のパスピーの高度化利用というのは、今全国、イコカによってですね、バスが利用できると思います。ただ、これは、全国のスイカでありますとか 10 種類があるんですが、共通のバスカードによってですね、県内にあるパスピーが利用できるバスであるとか路面電車とか、そういうふうなものにも適用できるということと同時に、併せて、現在、バス会社で定期券を購入した場合はですね、そのバス会社の分しか適用になりません。ただこれになりますと、全ての共通の定期券、これはあくまでも県内でございますけども、そういった利用のされ方がなるということで、利便性の向上が図られるというものでございます。

○委員長（崎本）財政課長。

○財政課長（吉本）ちょっとはじめの質問の補足説明なんですが、事項別明細の記載方法で、19 路線バス I C カードシステム補助金とありますこの、19 というのが、節区分の番号で、19 の負担金補助及び交付金の節が 19 節ということで、頭に 19 を設けているのでございます。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）このバス路線のことなんですけれども、バス会社、民間の会社ですよ。例えば J R にしても、民間の会社ですよ。それに、町が負担をして、確かに住民の利便性が上がることは理解するけど、町が負担しなきゃならない説明がなされてないんですが、その説明をきちんとした形で説明していただきたい。要は、本来は民間事業者ですから、民間事業者で自らがその利便性を図る、利用客の増進のために図るべきシステムの更新であって、行政がそれを負担しなければならない、その説明がなされてないんですが、行政が負担しなければならないその説明の方をお願いいたします。

○委員長（崎本）はい、総務部次長。

○総務部次長（門前）これにつきましてはですね、この利用、いわゆる利便性の向上ということになります。いわゆる利便性の向上によって、それで、多くの方々が、県内また海田町にですね、いろんな方々が訪れやすくなるということと同時に、また、例えば、これから織田幹雄記念館等ができますけども、そういった来庁者の方々がいらっしゃって、交流人口の増大であるとかそういったものにつながるということで、最終的には町内の消費喚起にもつながってくるということで、海田町においても補助していく意義はあるというふうに考えております。

○委員長（崎本）総務部長。

○総務部長（丹羽）すいません、補足で説明をさせていただきます。まず、民間のバス事業者に、公共団体がなぜ補助をするのかというところでございますが、あくまでも、このバス事業につきましては、公共の交通を確保していくという、そういった視点がございまして、各市町村で補助を協調して行うものでございます。

○委員長（崎本）質疑の趣旨によってね、簡潔に丁寧というんじゃが、趣旨を間違えんようにお願いします。はい、宗像君。

○委員（宗像）要は、その結果とその意味は分かるけど、なぜ行政で負担をしなければならなかったか、言い方変えると負担をするようになった経緯、これ海田町だけでなく、全国的にか、広島県内かどうか分かりませんが、多くの行政体で全部それを一律に、公平に負担を割つとると思うんですけども、その、要は、負担しなければならない法律があって負担するようになったんか、全国の行政体で話し合いになってこういうことで、みんなが便利ようになったから負担することになったのか。要は、その経緯とか、その根拠、きちっとした根拠、ただ便利がいいから出すいうものとは違うと思うんですよ、我々行政の仕事っていうのは。だから、その根拠を、明確に説明をお願いしますと僕は申し上げたんですが。

○委員長（崎本）総務部次長。

○総務部次長（門前）まず、背景をまず御説明させていただきたいと思います。政府の方でですね、平成 28 年に、交通政策基本計画というものを立てまして、その中で、訪日外国人旅行者 2,000 万人に向けた取り組みということで、全国で相互利用カード、全ての都道府県で使えるようにするという目標を立てております。そうした中で、広島県においても、そういった、外国人、在日外国人問わず、来町者そしてそういったバス利用

者の利便性の向上のために、こういった取り組みが全国的にかつ県内、パスピーが利用できる所について、一律に実施されるものでございます。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）法的根拠、さっきから聞いてのは、法的根拠なんですよ。だから、それに対して、もう一つつけ加えて、どういう形で、どういうことで、海田町にこういう数字の負担が来たんですかね。主にパスピーが、パスピーは広島県内の多分はずだと思うんで、県外でも使えるようにするために、広島県でやっておるのか、全国的にやっとなるのか、その説明もないですし、全体と広島県内でやるんなら、広島県内の中で、どういう形で海田町に負担が来ておりますのでこういう負担をします、負担金でしょ、これ、多分。負担金ということは、それぞれお互いで、なんかの話し合いなり法的根拠、広島県、県が主導してやっとなるかは別にしても、何かの形で、負担金を定めてるはずなんですよ。その負担金を定めた根拠は何ですか。負担金を定めるようになった根拠は何ですかという質問です。さっきから同じ質問を聞いてるんですが、答弁がきちんと出てないんですが。

○委員長（崎本）分かりますか。はい、財政課長。

○財政課長（吉本）まず初めに、基本的な法的根拠のところでございますが、ベースとしては、地方自治法第 232 条の 2 によって、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては補助することができるということで、この度、公共交通機関に対して補助することは公益性があると認めるため、補助するものでございます。

○委員長（崎本）ほかにございせんか。兼山君。

○委員（兼山）補足ですが、按分の話が出てないんですが、どうですか。

○委員長（崎本）総務部次長。

○総務部次長（門前）はい、按分の話でございますが、補助対象経費のですね、2 分の 1 を、国、県、市町村で補助いたしますが、国が全体事業費の 3 分の 1、県が 12 分の 1、市町が 12 分の 1 で、その市町の内、さらにですね、路線の走行キロ数によって按分されるというものです。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）ということは、国の補助基準に基づいてということでしょう。やっとなかったよ、今になって。何が根拠なんか。要は、国がそういうふうなことで補助を出すからあんたら統一的にやりませんかということになって、広島県が乗って、広島県の

中の、県内の、あれが乗ったということでしょ。何でそれをはじめからきちんと説明してくれんの。それを言ってくれたらこんなに長い質問なんか、ありゃあせんじゃない。ということで間違いないんですね、そういうことで。

○委員長（崎本）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員ご指摘のとおり間違いございません。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。7ページ、8ページ、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、9ページ、10ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、11ページ、12ページ。ありませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）妊婦乳幼児健康診査事業ですけれども、ネウボラの一環としてやるという説明を受けましたが、本来、当初予算でもネウボラ事業の予算に組み込まれてたはずなんですけど、なぜ、これだけこの時期になったんでしょうか。

○委員長（崎本）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）この産婦健康診査事業につきましては、予算編成当時は、国から詳細なところが下りてきておりませんでした。で、3月末になりまして詳細が下りてきまして、ネウボラが始まる中で10月からの本格稼働に合わせて、この度、補正予算を計上したものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）3月じゃったら6月に間に合うような気がしますけど、なぜ、今回の9月補正になったんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）3月末に下りてきましたけれど、4月、5月、6月と、ネウボラについていろいろ検討した結果、6月では間に合わないということで、9月、10月開始に合わせて今回、予算を計上したものでございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）このネウボラ事業のことなんですけど、妊産婦健診事業、これ、町で単独でネウボラ始めるときに、やってみようという考えは当初にはなかったんですか。ただ国

がやるから乗っかってやりましょうじゃなくて、そんだけの事業、当初町長が随分言われて、施政方針の中で言われとる中で、こういうものは、はじめにもう考えておいて、単独でもやりましょう、結果、後から予算が付いたから財源振り替えしましょうというのが本来の姿じゃないかという気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（崎本）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ネウボラ事業を進めるに当たり、この産婦健診についても国からの方針などもありましたので、単独ということも考えてはみたんですけども、やはり産婦人科医師の協力が要るところがありまして、国からの詳細がしっかり出て、県の方の産婦人科医会や、それから県の方とも相談いたしまして、うちのオープニングに合わせて、10月から実施したいということで、今回補正を計上させていただきました。

○委員長（崎本）兼山君。

○委員（兼山）関連ですが、対象者のことについて、もう少し詳細に聞きかせたいんですが、29年度の対象者は、およそ見込みとして何人ぐらいを想定されている。まずそこです。どうですか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）29年度は10月からの半年分でございますので、150人を対象に見込んでおります。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）対象者は、町内者はもちろんそうでしょうけど、里帰りしてる奥さんていうか、そういうものも対象になるのか。対象の枠というか、そこについて質疑したいんですが、どうですか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）この150人のうち、里帰り等で出産された方も対象に含まれております。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）最後ですけど、今度、期間のことなんですけど、医療費の、いわゆる償還払いになるのかな。だから、が、いつまでのもので、例えば、来年にその証明を持ってきたら、それが還付される、戻るのか、ちょっとそこをすいませんが、お聞きたいんですが、どうですか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）基本的には、受診が終わって2か月以内に申請していただくようお願いすることとしております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）今の保健センター所長の答弁を聞いてたら、福祉厚生委員会の答弁と若干違うような気がしたんです。海田町に里帰りしてきた場合は、出なかったはずと思うんですよ。住民票がこっちにないから。今の兼山委員の質問は、海田町に里帰りしてきた人はどうなるんかという趣旨ですよ。今の答弁だったら、出ますと。福祉厚生委員会では出ないと説明してるんです。どっちが正しいんですか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）失礼しました、私が質問のとり方を間違えておりました。海田町民の方が町外に里帰った場合は対象となるということで、町外の住民票がない方が海田町に里帰りして出産されても、それは対象になりません。申し訳ありません。

○委員長（崎本）ちょっとそれからね、兼山さん、回数を聞かれたんじゃが、ええ。はい。ほかにありますか。はい、前田君。

○委員（前田）一問一答じゃいうが、まとめて言うが、このねこのなんやら、超音波をくっつけるやどうやら、私も毎晩夜中に餌をやりにくるおばちゃんがおるけえ、赤外線自動カメラも、二万何ぼして買うたりして、見張りしたが、夜中にわしが寝てしもうての、よう捕まえんかったんじゃが、まず、どうするんか、どのようにするん。何か知らんが、超音波ひっつけたりなんかして。で、特定の施設だけで使うのか、何かの、これ、どういうふうにするんか、ちょっとその辺をね、説明してくれりゃええ思うが。予防だけじゃの、猫をどうやって予防するんかの。野良犬が来んように予防するん。一問一答というがまとめて説明してくれ。

○委員長（崎本）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）野良猫対策事業の事業用備品なんですけども、猫除け器、猫の嫌がる高音の超音波を発生させて猫を遠ざける装置、これを町内の方に貸し出しをしまして、いわゆるそのお庭に猫の糞尿被害等で困ってる方のために、貸し出しをして対策をとっていただくと、そういうものでございます。

○委員長（崎本）はい、前田君。

○委員（前田）ちょっとよう分からんが、20万円ほどする訳じゃが、何台買うんか知らんが、極端な話が、西のやつがの東へ行くだけと思うんよ。ほいで、慌てて東の方へして

から、今度南の方に行つての。はっきり言うて、無駄な抵抗じゃないかいうて言いたい訳よ。その効果が期待できるのかどうか。で、今日付けたときは船越の花都川の向こうへ行つての、居らんようになったけえいうて、明日又帰ってくるよの、こんなもん。無駄なことじゃないかと思うが、なんかもっと抜本策、何か策があるんじゃないか。それは、来んように町内のあちこちに常時 10 か所なら 10 か所にして、海田町の中の野良猫をおらんようにする。これなら話分かる。ほいじゃあ、飼い猫をどうするんか。何かしらん、訳の分からん、無駄なものをやっておるような気がするんじやが。もうちっと有効に使うというのか、そういうことまで考えてやっとするんか。何か、わしみたいに訳の分からん奴がおるけえ、おっちゃんまあええようにしちやるよいうてやっとする、の。のんべんだらりと、あなた任せでやっとする気がするが、必要ないんじゃないか、結論から言やあ。結論から言やあ、そういうことなんよ。

○委員長（崎本） 答弁要りますか。

○委員（前田） 答弁要るよう。

○委員長（崎本） 生活安全課長。

○生活安全課長（脇本） まず台数については 18 台の購入を予定しております。まず、猫に対しましては、いわゆる野良猫を捕まえるというような法的なものがございません。で広島県におきましても、猫の定点引き取りというのも、平成 26 年末から終わっております。それに合わせて、やはり、猫の被害といいますか、被害という言い方は変かもしれませんが、糞尿害、生活安全課に対する問い合わせというのは継続的にございます。その中で、やはりじゃあどうするのかっていうとこなんですけども、わなを仕掛けて捕まえるとかそういうことができない中で、ペットボトルを置いたらどうか、ですとか、みかんの皮を、嫌いな皮を置いたらどうか、木酢液を撒いたらどうか、いろいろお示しをしてアドバイスをしてきたところでございますけども、なかなか、今言われたように、1 日したらまた戻ってくるというようなこともございまして、いろいろ調べた結果ですね、県を通じてですね、何個かの市町村が、この装置を購入して、貸出事業をして、一定の成果を収めているという事例を聞きましたので、今回、県の補助金を 10 分の 10 という有利な財源でございますので、活用して、購入を決めさせていただいたというものでございます。

○委員長（崎本） 宗像君。

○委員（宗像） 結果的に前田議員と同じようなことになるんですが、1 か所に付けるいう

ことは、それを追い払って行こう思うたら、そこへずっとずっと貸し付けるようになる。ならば、特定の人間のために買うようにしか思えん内容に見えるんですよね。それならば、これを買って貸し付けるんじゃなくて、補助を出した方がいいんじゃないですか。個人の財産、個人を守るためには、基本的には個人が買って個人が取り付けるものと思うんですよ。そうじゃなくて、公共のところで誰かが何かしよるから、それを、公共っていうのはいろんな施設があります、建物以外。そういうところでやってるのを防ぐから、そのために買ういうのならまだ理解できますけれども、個人のために貸したらこの個人の、1軒に貸したままの状態をずっとしとらんじゃあ、意味がないじゃない。はっきり言って、ここで1か月、次よそへ行ってまたすぐ1か月、こんなじゃ最終的に効果を表わさんので、これは補助に変えるべきじゃないんですか。購入補助に。

○委員長（崎本）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）はい、まず、この猫除け器の効果なんですけど、全体的な統計がある訳ではないので、メーカーのいわゆる効果の数値を信用するしかないんですけども、概ね、2週間で、約95パーセントの猫除けの効果があったというふうにメーカーの方は資料を出してきております。一応私どもの方で貸し出し期間を、一応、一月と定めて貸し出しをしたいと思っております。あくまでも、町で買ったものを貸す、で、直接の補助でございますと、補助の枠が決まっておれば、そこで、10人に補助すれば、なかなか次の11人目とかいうのは難しいところでございますが、一応私どもの方で18台買わせていただいて、貸し出し期間を、何て言うんすかね、定めて、広く皆様に貸し出しができるようにした方が全体的な効果があるのではないかと考えて、こういうふうなことにさせていただいております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）すいません、今の質疑なんですけども、先ほど言われたように、これ、個人的なものになるんで、これは、もう先ほど前田委員も言われたように、あっち行ってこっち行っていう形になりますから、それよりも、そのだんだん猫をなくしていく方向、って言うと、それよりもこの補助金使うよりも、避妊手術する方の野良猫を捕まえて避妊手術するのに補助をやった方が、まだ、だんだん絶えていきますので、その方が、効果があるんじゃないかと思うんですけど。この補助の使い方はもう少し。

○委員長（崎本）大江さん、趣旨が違うんじゃないかな。

○委員（大江）あごめんなさいそうですか。はい、一般質問なってますので、今そういう

考えなんですけども。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。住吉君。

○委員（住吉）この、野良猫を追い払うやつ、効果が及ぶ範囲というのは、半径どのくらいのものでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）角度 90 度の範囲内で、直線で、メーカーのカタログ値ですが、13 メートルまで、いわゆる赤外線センサーで猫の体温を感知します。猫が 13 メートル、90 度で 13 メートルの範囲内で、猫が動いていたら、猫の体温を感知して超音波が出る。大体その超音波も遠くに行くにしたがってやはり効果が落ちますので、その有効範囲内が大体 7 から 10 メートルぐらいではないかというふうな、これはメーカーのカタログ値ですが、そういうような、範囲ということでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）ということは、今、猫の体温を感知して作動するというふうに説明がございましたが、それは、犬であっても人であっても、反応するというふうに捉えてよろしいですか。

○委員長（崎本）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）基本的には、体温なので作動します。ただ、出る超音波というのが、猫というのは、犬よりもさらに高音域のところを聞き分ける動物、個体差はあると思うんですけども、基本的には猫が感じとることができる高音域の超音波を出すというところで、反応はするんですけども、聞こえない、個体差があるので 100 パーセントとは言いませんけども、基本的には猫対象の音波が出るということでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）結局、超音波は猫にしか聞こえんにしても、人なり、犬なりが通るたびに反応する、この電源はどうなっとるんですかね。乾電池なのか、それともどっからコンセントひっぱるのか。

○委員長（崎本）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）乾電池でございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。13、14 ページ、はい、富永君。

○委員（富永）土木総務費の負担金、19の負担金ですけれども、これ、対象になる基準とどういったところに使ったのかという内容を教えてください。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）海田町内で対象となるのはイオン海田店さんだけで、店舗で3階以上かつ面積5,000平米以上というものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、岡田君。

○委員（岡田）先ほどのイオン海田店なんですけど、これイオン海田店から申請があったんでしょうか。それとも、イオン海田店じゃなくて、ほかの店舗から、ところからあったんでしょうか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）耐震改修促進法に基づきまして、大規模、不特定多数の方が利用する店舗については、まず耐震診断が義務付けられました。それが公表されて、イオン海田店さんが、耐震性能がちょっと劣るということで、補助金を使ってやりたいというのが、イオン海田店さんの方からあったというものでございます。

○委員長（崎本）はい。ほかにございせんかい。はい、岡田君。

○委員（岡田）時期は、いつ頃、町に申請いうんか、国に申請いうんか、申請があったと思うんですけど、時期は、いつ頃申請があったんでしょうかね。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）申請自体は、ちょっと町の方が予算を構えないと受けられないので、事前相談がございまして、今回の補正予算で議決をいただいた後に正式な申請が出てくるということになります。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）いわゆる事前相談いうか、それ、いつ頃あったか、ちょっと教えてもらえませんか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）事前相談自体は、耐震診断の結果が出てからですので、おそらく、すいません、ちょっと正確な日にちが分らないのですが、1年程度前ぐらいから相談の方は始まっております。

○委員長（崎本）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）15、16 ページ。はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）17、18 ページ、はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）19、20、はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）21、22、はい、住吉君。

○委員（住吉）先ほど、前田委員が歳入のところでも質疑いたしましたが、この防災ラジオの購入ですよ。基をたどれば、自治会に防災の補助、今年度から事業が始まりましたが、結局、さっきの歳入の部分のお金も町のお金なんですよ。企画課の予算で自治会に配ったお金。そしてここに載ってるのは、生活安全課、結局 100 パーセント、町が、その費用を負担して、ラジオを、希望された方に配するという図式でよろしいですか。

○委員長（崎本）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）最終的に自治会での補助金の購入実績、最終的には実績報告で出てくると思うところだろうと思っております。その補助金でラジオをかうとお聞きした自治会もありますし、補助金で、浮いたので、その自治会のいわゆる一般財源という言い方がどうか分からないんですけど、かうと決めたところ、どうやらあるというふうにお聞きしておりますので、全部が全部、100 パーセント、町からのがっちゃんといえますか、そういうところではないのかなというふうに考えております。

○委員長（崎本）ほかにございますか、はい、住吉君。

○委員（住吉）結局 100 パーセント出しとるところもあれば、あらかた出しとるところもある。

それでしたら、もう、いっそのこと、町が希望者を募って、配った方が手っ取り早いような気がするんですよ。まどろっこしいことをせんと。一旦自治会に企画課が、元をたどれば、生活安全課の資源物回収のお金を企画課に渡して、それから自治会に配ってそれからそれからまた生活安全課に入ってくるという意味不明なことをしてるんですよ。無駄な手間。そんなんやったら、もうこんなことをせんと、希望者を募って、直接町が売ったらどうですか。

○委員長（崎本）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回、防災割の方、出しましたけども、町の方から防災ラジオをと
いうようなところで示したものでございせん。防災に役立ててほしいという趣旨で

ございました。その中で、自治会が、まず、自治会の中での自主防災会の動きの中で、伝達手段を役員さん等に確立したいというような趣旨で購入されたものでございますので、ここは、一旦は、自治会、自主防災会のお金の使い方というところに任せるべきかなと、そういうに考えております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）今の件で、歳入や今のここ、予算が出ておりますが、ここに出した予算そのものがですね、自治会に対する活性化の予算ということで、いろいろ工夫されて、予算を提出されました。しかし、ここに防災ラジオの購入というのが上がっておりますが、元々よく考えると、2万5,000円を、自主防災ですね、これに割り当てますよということから、いろいろこの協議の中で、領収書が必要だというのが一部出ました。そのために、物を買うことで、自主防災会に変わってきておるというように、私は判断するんです。たら、今の、生活安全課の方では、こういう設備、装備するのはいいことで、悪いことじゃないんですね。だけれども、この予算の使い方を、領収書を中心に考えておられるから、無理やりラジオを買おうということで、予算が不足して、こうなってきた訳です。私が思うのは、本当に、どういうんですか、自主防災そのものがゼロ円でも、町民の生命や財産を守るために、訓練をしたり、知識や意識を身につける、こういう事業をやって初めて、それが、目的が達成をするというふうに考えるんですね。今のじゃったら、物を買ったら、あげる。物品に対する補助に対するこの事業、そうでなくて、自主防災で本当にこの防災をするために、最小の、そういう災害いうんかね、そのための事業に対する補助であるという、ここがね、どうも住民活動センターと企画と今の生活安全課とが、ぐじゃぐじゃなくなってしまって、どうすりゃええんかなというのが、皆不安に思っておるんですよ。ちょっとそこを明確にねしてほしいと思うんですが、どうですか。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の補助金につきましては、防災割があるということで、自治会連合会さんの方で今回の補助制度について、どのような取扱いをするかというのを検討されたものでございます。やはり補助金でございますので、何らかの一定のルールは必要ということになるかと思っておりますけれども、今年度におきましては、領収書を提出していただくということで、補助金の使途についても確認をさせていただこうというふうな判断に至ったものでございます。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）そうするとね、例えば、私ども、四つの自治会は、一緒になって防災訓練を10月の29日にやると。私どもは、毎年やってますから、少なくともずっと続けると、そうなんです、ゼロ円でこの防災の訓練をやったとして、そうすれば、この、お金が全く出てこんということになるんですね。本来の事業に対するどういうん、補助、自治会の活性化につながらない。今の部長の答弁じゃったら、領収書を出した分しか、2万5,000円があたらないという、こういう結果になるんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）やはりその補助金を出すということになりますと、さらなる活性化、追加として、防災活動の活性化が図られるということが期待をされますので、その中で、自治会連合会さんの方で領収書を出していただいた方が効果的であると判断をされたものと考えております。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）いや、活動センターでいろいろ話をすると、企画課のそういう方針に基づいて実施しますと、よく相談しますと。明確でないんですね。で予算委員会、2月の14日のときに資料を出されたんですね、資料として、そのときに、自主防災活動に取り組む自治会というのが明確になっとるんですよ。物を買ったから領収書を出した2万5,000円出すというんでなくて、本当の自治会のあり方の問題で、活性化、特に負担がいっぱい掛かったりして町が何もしてくれないという発想いうんか、そういう気運を発してですね、いろいろこの手当をもらって、自治会が、少しでも、援助してもらって活性化をする、自主防災ね、今、この2万5,000円、今の答弁ですとずっといくと、事業をやって、ゼロ円で事業を、例えばやるとする。そしたら、費用は全く2万5,000円、出ないという。本来の趣旨から見たら、目的からはず外れとる、このように思うんですが、なんか話しても、どうなるか分からないというのがね、今の自治会長の判断ですよ。私だけでなく、多くの自治会長の皆さんがそう思ってる。だから、防災ラジオを買おう、領収書いうて、無理やり買ってきとる。その予算が今ここに上がってきとるんですよ。私はね、町長の判断が要ると思うんですよ。事業に対して2万5,000円出す、もちろん活動報告よね、経過報告を含めてね、全世帯を対象にして集まったのは少ないかも分かりませんが、しかし、自治会の中で、全世帯を対象にして、それをやった、その事業を

やった実績報告、これがあれば、2万5,000円、もちろん、今言う、防災ラジオ等々、そういう備品をね、買ってもそれが出る、こういう判断が要ると思うんですが。ここが明確にならんかったら、一生懸命物を買おういうて、物を買うことが自主防災の、この今言う、つながりになってきておるんですが、それ、どうなんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○委員（佐中）私は部長の答弁いりません、町長に言ってます。いつも町長に、私は答弁を求めたら、部長がいつも答弁をされますけれども、今こういう問題を、何回も同じことを繰り返しますから、もう、最高責任者、町長の判断私必要だと思いますので、町長、答えてください。

○委員長（崎本）答弁できますか。はい、町長。

○町長（西田）事業実施に当たっては、事業という名前がつく以上は、基本的には経費が発生します。その経費に対する領収書というものを今回求めているというふうに判断しております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）それではね、今まで、私ども、ずっと自主防災で訓練を、平成12年にやりましたから、もう十何年やってきておるんですね。しかし、お金は掛けておりません。ゼロ円でずっとやってきとるんですよ。よその自治会にいろいろ聞いたら、二つか三つしかやってない。今回、うちの周りでやってないから、朝陽団地と、東、西、四つで一緒にやりましょうと。お金はお茶程度かな、ぐらい出そうか。だけど、全世帯を対象に回覧を回して集まってもら、多かったら2班に分かれてやるとか、3班に分かれるとか、あるいは見るだけでもその意識が向上する。領収書が全くとれなくて、本当の目的の自主防災、命を守ろうというそういう訓練やそういう知識を身につけた場合に、物を買うたらお金を出すけども、何もなくて、もう最大のね、最少の経費で最大の効果を上げるようなやことをやってもお金が出ないというのは、おかしいじゃないですか。だから、私は、最高責任者である町長が、どういう判断をするのか、町長の今の答弁では、物を買うことが本来の姿になってしまつとる。ここを改善せん限りはね、海田町の自主防災、うまいこといかんですよ。ものばっかり買う、さっき言うたように、ただで、じゃあ配れとか、町の予算で配れとかいうことなるんよね。そうじゃない訳でしょう。今ちょうど、土砂災害のそういう問題も、マップをつくるために、自治会長を中心に、今、一生懸命やりよる訳よね。これらも含めて、本当に町民の皆さんの命を守るためには、逃げ

道を作ったり、あるいは危険な箇所を直したりこういうことが、一番の基本になつとる訳です。物を買うだけじゃなくて、やっぱ訓練したり、知識を上げたり、意識も高揚させたり、隣近所でそれを、助け合う精神、こういう活動の実績があれば、2万5,000円を出す、私は、当たり前なことじゃと思うんですよ。事業に対する補助、そうでなくて今の説明では、領収書を出して、物を買うたらお金を出すという形になつとるんですね。ここはどうするのか、ちょっと、明確な、お尋ねします。

○委員長（崎本）趣旨によって、使用できるかどうかちゅうこと、はっきり明確に教えてください。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の補助制度におきましては、自治会活動の中で、近年、必要とされてきた項目、今回町が想定しているのは、自治会による防災活動でございますけれども、これの、防災活動の活性化を目的にしたものでございます。その一部の自治会さんの中には、ほとんど経費を掛けることなく、そういう災害訓練とか、そういったことに取り組んでおられる自治会さんもあるかとは思いますが、現時点で、全く取り組んでおられない自治会さんがそういう活動を、取り組むためには、やはりその経費もかかってくるだろうというところの中で、補助金の方を出すというふうに決めたものでございます。各自治会の中で、いろいろ条件はあろうかと思いますが、町全体として、その先進自治会の活動が幅広く行われていくためには、こういった補助制度が有効であるというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）おっしゃるとおりなんです。おっしゃるとおりじゃけれども、例えば、わしらのとこの自治会よね。今までずっとさっき言うたように平成12年からずっとやってきておる。しかし回りはやっていない。だけど、今回一緒になって四つの自治会がやりましょうという。こうなってお金はじゃあ、コーヒー安い、1個30円ぐらいのを配ろうやという話は今言つとるんですよ。だけれども、物を買うためのことの、そういう訓練とか、あるいは調整は、今、してないんですね。今部長が言う、そういう、自主防災を今までしてなかったのを、一つの自治会が中心になって、広めていこうと。生活安全課の方は、もう願っても叶ってもおる、どういうん、方針の趣旨に基づいてね、あるんですが、たまたま今出された2万5,000円、自主防災活動に取り組む自治会というのが、あなた方が出した資料の中にあるんよね。領収書のことは全く書いてない。けれども、町長も部長もですね、企画部長も、領収書を中心にそのことを言われるから、私は、

迷っとる。こんなことで、自主防災活動はうまいこといかんようね。お金だけのことを中心にして、やろうとする。だからさっき言うように、実績報告をどうしても出すようなんですから、全町を対象にして、どこに集まってどういう訓練をしたと、これを認めれば、ちゃんと出すべきじゃというように、私、思うんですがね。それはどうなんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）趣旨によって出すか、出さんかを、はっきり、明確にしてください。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）今年度におきましては、補助を運営するに当たって、防災割を定め、その補助金の使途について報告をしていただくというふうな、ルールを定めて行っておりますので、今年度におきましては、そのように取り扱って参ります。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）端的に言うよ。事業やったらお金出すのか。もう一遍言うよ。事業をやったら、その事業の経過報告というんか実績報告というか、これを出したら2万5,000円出すのか出さないのか。それ以外は領収書で、揃わなかったら、それしか出さないのか、二つに一つ、どうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）今年度のルールは、領収書を出していただいて、その補助のその事業の内容を確認させていただくというものでございます。ただその補助の決定にあたりましては、領収はないとは申されましたけれども、そういう訓練をするのに、本当に全くその費用がかかってないのかどうなのか、そういったところも含めて、相談には応じながら処理の方をしていきたいと考えております。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）じゃあ、ジュース出したと。1人100円ぐらいのお茶を出した、30人集まった、そうしたら3,000円しかいない。ほじゃ、あと2万5,000円のうちの3,000しか今領収書が揃わんから出せない、しかし事業は、消防署を呼んだり救急車の救命、救援か、それに代わるもの消防団を呼んだり、職員も呼んで来て、もう最高の、どういうん、自主防災でやる、事故が起きたらもう起きたところから対応していくから、職員も来てくれない消防署も来てくれない、途中電柱が倒れた、家が倒れた、そしたら、自治会が一番中心になってやる。そういう組織をつくろうとしてみんながね、一つの自治会よりも四つの自治会がやろうとする。この趣旨を基にしてやろうとしておるのに、領収

書だけを中心にしてお金は出さないということになると、何やこの予算は、ということになる訳です。だから私は、事業に対して、物を買って領収書を出してお金を出すんじゃないくて、事業に対して、お金を出すと。これが一番いい方法だと思うんですよ。してなかったうちの周りの三つの自治会は、今回私が、いろいろ働きかけて、四つの自治会と一緒にやるんですよ。届けもして、公園も借りて、しておるんです。これになぜ補助が出ないのか、出さないのか。それをお尋ねします。

○委員長（崎本） ちょっと待って、町長ね、なんぼやっても、同じこと。領収書が主体じゃなしに、趣旨を主体でもこの金が使えるか。今の答弁じゃったら、領収書が主体であって、趣旨ちゅうもんがの抜けちよる訳よ。こういう趣旨でこういう金を使いますと。それも認めてええじゃないか、認められんのか、それを、町長、答弁お願いします。問題はそういうことじゃけ。はい、町長。

○町長（西田） 当初、防災、いろんな意味の、訓練も含めたそういった高揚を図るという意味で、今回は検討させていただいております。それを図る上においては、いろんな補助が必要になってくる、経費が掛かりますのでね、その経費を基本的には出そうという考え方のもとで今回は配られている訳です。だから、事業を実施されて、報告書出してください。これは当然、そういった形のものは必要ですし、それに掛かわった経費も一緒に添付して出していただく。これは、事業補助として当たり前のことだというには私は思います。ということでございますので、そういう形で進めさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（崎本） 佐中さん。

○委員（佐中） 何回言うても、よう分からん。私の頭が悪いんかどうかわからんが、事業をやって、領収書が何ぼか出るわ。暑いから、お茶のひとつでも出さんかったらいかん。2万5,000円に到達しない。そしたら、例えば3,000円とか4,000円しか領収書がなかったら、それ以上のものは出さないのか。私が言うのは、事業をやったら2万5,000円該当して、それを出してくれ。今の話じゃったら出さない。領収書を中心とするというから、いくら良い事業をやっても、領収書が揃わなかったら、例えばゼロでやったとしても、全く出ないということ。しかし、防災ラジオを買うたりほかにやったらお金をぼんぼん出すという、何もしなくても出すという。これはおかしいんじゃないの、自主防災の本当の目的いうんか、私、そこを問うておるんですよ。いろいろ努力してね、いろいろやっておるのに、全くそこに補助を出さない。物を買ったら出すという、そこ

を明確にしてください。

○委員長（崎本）だからね、領収書を趣旨にやらんと、活動補助で、活動を、こういう趣旨でこういうことをやりますから、ね。これにも出ますかちゅうことを聞いちょる訳よ。お互いに、あなた方は領収書主体でやるからいけん。何かの活動、こういう趣旨でこういう金がやって、ほじゃ、認めましょう、例えば、領収書が1万円でも、いろんな活動費、広報宣伝費があるから、ほんじゃ2万5,000円、こういう趣旨なら払いましょうと。そういうあれが、枠があるかないか、大きな枠でね、やるかやらんかちゅうことを聞いちょるんですよ。領収書を主体にやるからおかしいんで、事業を主体に補助しますというたら、それでオッケイなんですよ。一言、なんと言われんのですか。

（「予算員会じゃあそういう説明じゃったじゃろうが」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）企画部長。

○企画部長（鶴岡）平成29年度におきましては、自治会連合会さんの中で、今回の補助金の取扱いについて定められました。その方法といたしましては、この自主防災割について領収書を出していただき、その実績に基づいて補助金を出すというふうに決定をされておりますので、今年度におきましては、そのように取扱いをさせていただきます。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）もう言いとうない。それを住民活動課で、活動センターで、いろいろ担当者と話をしたら、企画部とよく相談をしますというのが、答えなんですよ。結論が出ていない。しかし住民活動センターで、会長を中心にそれを決めたというんじゃね。それしか出せないというんじゃね。領収書しか、そのお金を、2万5,000円分しか出せないという結論に達しとるんじゃね。企画部はそうように判断をし、料金もそれしか出さないということなんじゃね。今の部長の答弁ではそうなんじゃけど。全然、それじゃったらね、自主防災で前進しないよ。だから私が言うんよ。町長、何考えとるのかいうていう、私、お金出すことじゃないでしょうが。元々の自治会の活動の活性化のためには、組織率が3年前までは76パーセントあったのが今71パーセント。悪いところは60パーセント台じゃ。もういろいろやっても組織が中々うまいこといかない。補助金を出して、多少班長さんの任務を減らしていく。会長の任務も減らしてく。みんなが助け合って生きていくためには、どうしても自治会が必要じゃということになれば、この趣旨から言うと、みんなが助け合って生きていく。そうなれば、お金じゃないでしょうが。事業をやっていくらというね。私は、事業報告をやって、領収書と事業報告を見て2万

5,000 円出すと、こういう答弁がね、一番私はふさわしいと思うんですよ。それが全くなくて、今のだったら、領収書だけしか扱わないというのが、今の結論ですよ。皆さんそう思うとるでしょうよ。今の答弁聞きよったら。これだったら自治会発展せんし、趣旨からも違うし、当初の予算、2月の14日に出された予算委員会の資料、どうなのか、それをお尋ねします。

○委員長（崎本）ちょっとね、29年度の予算決めるとき、趣旨、あなた方が言われる趣旨が違う訳よ。だから、事業趣旨によっても使えますよという説明なから、領収書じゃなしに、事業趣旨の内容によっても使えますよという一言が、なぜ言えんのですか。町長どうですか。言われんのですか、それは。企画部長。

○企画部長（鶴岡）現時点においては、自治会連合会さんの方で、今年度の制度を定めました。本日予算委員会の中で、議員の皆様から御意見いただきましたので、その内容について、自治会連合会さんについてお伝えをしたいと思います。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）当時の予算委員長として、全然話が違う、予算審査のときと。事業に補助を出しますということで予算を通した。ラジオを買うために予算を通したんじゃないんです。本来の趣旨と違う使い方をしよるんよ、この歳入のところで。領収書が要るいうような話は、今初めて聞いた、自治会長じゃが。当時、西小学区の自治会が何もせん思うたんよ。金返さんにゃあいけん、金返さんにゃいけん、いや、なんか訓練すりゃあえんじゃけえいうて。ゲーム形式の訓練もあるしいうても誰もせん、思うたら、今、話が分かった。29年度当初予算の審査のときの事業内容と、今の説明が、全く違うんよ。それを訂正せん限り、ここの464万4,000円、落とすよ。趣旨が違うんじゃけえ。歳入も落とすよ。当初予算と全く違うことを今やりよるん。全く違うことで歳出するんですよ。自主防災活動に対する、事業に対する補助と我々は認識して、あの予算を通したんですよ。各自治会が物を買うために通したんじゃないんですよ。今の説明を貫き通すなら、ここ落とすよ、もう。とてもじゃない、今の説明じゃったらこの予算、通せんですよ。当初の説明と違うんですから。どっちが正しいんですか。

○委員長（崎本）答弁できますか。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の補助金につきましては、町の方から自治会連合会さんの方に補助金を交付し、その補助金を連合会さんの方で活用方法を決めたものでございます。この場で議員の皆様からいろいろ意見をいただきましても、町の方で、方針を変更する

というような判断はできません。ですので、本日の予算委員会でいただきました議員の皆様様の御意見を、連合会さんの方にお伝えをして、その後の検討の方をお願いしたいと考えております。

○委員長（崎本）ちょっと待ってくださいよ。それがおかしい言うんよ。29年度予算のときに、今言われたような意見があるから、自由に使えるようにしてくださいというたら、ほんじゃ、そのようにいうて、ここに書いてある訳よ、防災で、の。当初の予算の29年度のときに、予算を決めるときに、連合会か、の、それから、それで、配分するというて、そういう使い方はいけないから、ここに書いてあるんですよ。の。自主防災活動に取り組む自治会に対して補助しますというて、ここに書いてある訳よ、あなた方が。じゃから、これでも使えますよいうてここで一言言うたら、それで終わる訳よ。自治会やら自治会連合会の会長にいちいち言わんでも、言うたらええんですよ。それが言われなかったら暫時休憩するんじゃが、言われますか。ここに書いてあるんじゃから。自主防災活動に取り組む自治会でも活用できますよいうて書いてある、それがこのとおりやれますか、やれませんかだけよ。できますか。できんならできん言うてください。企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の各単位自治会へ交付する補助金につきましては、町の方が、連合会の方に補助金を交付し、その活用方法については、連合会で話をされたものでございますので、この場で町の方でその取扱いを変更するということとはできません。

○委員長（崎本）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）いいですか。はい、休憩前に引き続き、予算委員会を再開いたします。

今の答弁、話し合い、町長、協議の結果をお願いします。はい、副町長。

○副町長（胡家）補助金の取扱要領等について、担当者の方から説明させます。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の補助金につきましては、町の方から単位自治会運営事業ということで、単位自治会の会議、研修、レクリエーション、自主防災活動等に要する経費ということで、連合会の方に補助金を交付しております。自治会連合会においては、この単位自治会運営事業の取扱要領というのを定めまして、実績報告の中で、自主防災活

動の内容が確認できる資料を添付し、連合会に提出するものとする。尚、この自主防災活動の内容が確認できない場合は、自主防災割分の補助金の返還を求めることとする。という取扱い要領を定めているものでございます。ということですので、この場で、町の方で、自治会連合会の取扱要領の内容を変更するという答弁はできませんが、議員の皆様のお意見の方は、連合会の方に伝えていきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、下岡君。

○委員（下岡）今の部長の説明ではですね、エビデンスの問題ですよね。エビデンスがあれば出しますよと、領収書ということは今一言も言われなかった。一方ですよ、例えば福祉保健部のやってる高齢者居場所づくり補助金、これはですね。実績報告ですよ。週1回以上、週2回以上とか週3回以上とか、基準を設けて、何をどういう活動をしたかと。何月何日、どういう活動して何名参加しましたと。これを年間まとめて福祉保健部に出せば補助金が出る訳ですよ。その回数に応じて、ランクに応じてね。それがエビデンスとしてですね、出されれば、出してるじゃないですか。なんで領収書ということなんて、一言も聞いてませんよ。福祉保健部長の高齢者居場所づくり交付金は。やった実績を報告すれば、出してるじゃないですか。一方では、今の、自治会連合会に対して、何か出したから、受ける自治会から見たら、町からの補助金であることに変わりはないんですよ。どっからどういうふうに入ってこようと。だから、西自治会なんかで言ったらですね、今、居場所づくり交付金が年140何回やってですね、7万円かもらえると。もう歳入に入れてますよ、見込みに。もう一つは、今のごみの収集の分配金として、4万円の固定費と2万5,000円、これは今佐中さんが言った10月29日に4自治会でですね、防災活動をするから2万5,000円も入ってくるもんだと思って計算してますよ。それをですね、今更領収書だと言われたら、全く計画が狂うし、中ですね、やりようがない、こんなやり方されたら。私なんかもその話になったとき、会長が説明したときに、年1回以上自主防災活動をやったら出るようになってると、役員の皆さんの前で言いましたよ。今更それを訂正されるんじゃないですか。もっと整合性のあることやってくださいよ。答弁を求めます。整合性がとれんじゃないですか。ほしたらですね、こっちの居場所づくり交付金もエビデンスとして何らかのものを、出すべきじゃないです。やることをね、ちゃんとちゃんとね、統一性のあることやるべきじゃないです。ちょっと答弁求めます。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）いろいろと御意見はいただいておりますが、繰り返しになりますけれども、町が定める補助金であれば、この場で方針の変更も答弁できますが、あくまでも、自治会連合会の補助金でございますので、この場での変更の答弁はできません。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）ちょっと待ってね、先ほどからずっと説明受けて聞いているんだけど、休憩の後に説明した中に、町が出す補助金は、経費補助という、そういう交付要綱を定めておるっていうこと。そしたらまず、町の交付要綱を変えなきゃできない訳でしょ。あなたさっき説明したときに、掛かった経費に連合会に対する補助金を出しますって説明したよね。これ、間違ってますか。そしたら、まず町が、経費の部分外さないと、指導も何も、伝えてもできないじゃない。町の問題が、一つ絡んでるじゃない。委員長、これ、明確がはっきりなるまでこの予算、一遍外しましょうや。

○委員長（崎本）明確な答弁ができますか。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）町としては、単位自治会の会議、研修、レクリエーション、自主防災活動に要する経費として、資源物回収売払金の4分の1に相当する金額を、自治会連合会に交付するというふうに定めているもので、だけでございます。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）だから、まず町が、それを変えないと、自治会連合会にしても、出せないじゃん。でしょ、まず町が、交付する基準を変えないと、何ぼ連合会が変えたとしても、経費が出てこんものは、補助金、出せないじゃ。誰が読んでもそうなってるでしょう。さっきと答弁が、全部違うじゃない。

○委員長（崎本）この件は、後で、皆さんと検討して、修正するかどうか決めますので、これは持ち越しまして、次、行きます。23、24、

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。25、26、はい、住吉君。

○委員（住吉）西中コンピューター教室の空調設備更新工事、もう夏も終わって今頃修理というのなんですが、これ、いつ壊れたんですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校からは、6月の下旬頃調子が悪くなったというふうに聞いております。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）早急に補正を組んで直さなきゃいけん話だったんじゃないですか。7月、くそ暑い。ましてこども議会のときに、図書室にパソコンを置いてくれいうたら、ここにあるけえ要らんじゃろういうて言うた。この部屋のクーラーは壊れっぱなしよ。これは、本来、予備費を使ってもやるべきことじゃなかったんですか。それは、できんのんであれば、議員からあれこれ文句言われるかもしれんけども、子どもたちのために、この予算大至急通してくださいというのが趣旨じゃないですかね。なぜ今、9月になって、エアコン壊れたんで直します、予算通りました発注掛けました、直りました、秋よ。誰のためにこれ、なぜ、今になったんです。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）先ほどもお答えしましたとおり、不具合が発覚したのが6月下旬でございました。当初は修理を考えていたんですけども、7月中旬に業者の方から、修理は不可能、5台全ての更新が必要という回答があり、参考見積もりが上がりましたのが8月でございました。その後、協議した結果、9月補正で対応した場合と、予備費で対応した場合とで、工事の完了時期がほぼ同時期ということであったため、9月補正で対応したいというふうに考えました。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）ここの空調が全部壊れたということ、一遍に。今の説明ですとそういう話ですけど。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）計5台の空調のうち、2台が動かなかったというふうに聞いてます。残りの3台はまだ作動しておりましたので、調子の悪かった2台の方の修繕を当初は考えておりました。

○委員長（崎本）はい、前田君。

○委員（前田）同じことを言う訳じゃがね、まず最初に、そこに行くまでに、これ設置して何年になるかいの。まずそこから。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、平成4年の11月に設置しましたので、今年で25年目になります。

○委員長（崎本）前田君。

○委員（前田）25年も経っても3台使えるということで、どこまでどの程度になっとるんか

分からんが、5台一遍に替える理由は何かいの。3台で、この夏を対応してきたいうのに、何か業者に言われたから、そのまま替えにゃいかんいうんで、何で、2台だけ替えることができるのか。その辺もう一回。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）すいません、先ほどの住吉議員の答弁の際に、少し説明漏れがございました。計5台の空調のうち、2台は作動しませんでした。残りの3台は、作動しているところもあるんですが、その日よりという言葉は悪いんですけども、途中で運転が止まったり、また再開するといった、不安定な状況にありましたので、今回5台全ての更新をというふうに考えております

○委員長（崎本）次、行きますよ。27、28。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、その他一般会計補正予算全体で質疑漏れがあれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、ありませんね。はい、質疑を終結いたします。以上で一般補正予算審査を終わります。ここで、執行部の入れ替えがあるため、暫時休憩をいたします。再開は、10時45分。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）はい、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。特別会計予算の審査を行います。それでは、第29号議案、平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。資料5を用意してください。はい、まず、1、2ページをお開きください。質疑があれば許します。宗像君。

○委員（宗像）歳出の方で、歳出絡む歳入なんで、水洗便所の貸付事業しとりながら、歳入が全く組まれてないんですが、少なくとも、早いものであれば、10月に返せば、確か半年支払いやったような気がするんで、3月に歳入が入るような気がするんですが、それについてどうなんですか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、議員おっしゃられるとおりでございますが、今回、まだ相談は何件か来ておるんですが、実際、まだ貸付けをしておりませんので、償還部分については上げておりません。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。3、4ページ、はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、下水道、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、続いて、30号議案、29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。資料6をお願いいたします。まず、歳入から。1、2ページをお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、3、4ページをお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）5、6ページをお願いいたします。国民健康保険会計で、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしといたしまして、以上で、国民健康保険特別会計補正予算の審査を終わります。続いて第31号議案、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。資料7をお願いいたします。まず、1、2ページ、歳入からお願いします。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら3、4ページをお願いいたします。はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）5、6ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、介護保険特別会計補正予算の審査を終わります。この際、暫時休

憩をいたしますが、はい、再開は迫って連絡いたします。執行部の方は退席してください。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 51 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）はい、休憩前に続いて再開をいたします。今の、一般会計の分で、あれを附帯決議か皆さんどういうふうに修正します、されますか、皆さんの意見がありましたら、はい、佐中君。

○委員（佐中）先ほどいろいろ議論をした内容で、どうもね、このままでいくと、自主防災活動に、今後の活動に、大きく影響するということよね。ということで、今、出された予算、防災ラジオを買うということ、これは認めるとしてもですね、事業に対して認めないというのが、ずっとあるんですね。連合会の規約や規則というものを優先させておりますが、法的根拠は全くありません。そうでなくて、事業もする、その中で領収書も出てくる。両方認める附帯決議、これを、私はね、今後進めていったら、お金はゼロ円でも、事業をやってどんどんね、防災活動ができる。しかし、物を買うてもできる。こういう方向が、一番いい方向ではないかというように、私は思うんです。ですから、議会で決めた附帯決議は、法的に拘束力までないかもしれませんが、法的に効力はあるんですね。じゃけども、連合会が決めたものは、連合会の内部のことで、法的根拠も全くありません。ですから、議会を優先させてね、こういう補助を認めて、連合会で修正してやりなさいという附帯決議をお願いしたいと思います。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、宗像君。

○委員（宗像）これはあくまで執行部の先ほどの説明の中なんです、まず、町自体が経費補助という縛りをしてる、で、連合会の方には縛りがなかったような説明だったと思う。ということは、仮に、附帯決議をしても、連合会というのは、全く外郭団体でも別の団体になりますから、附帯決議はあまり効果を有さないんで、まず町に対する、防災活動に関する、要するに経費補助の部分を削除するような、できるような、佐中さんの意見がいけないんじゃない、それを、町に対して補助を出すときに、そういうこともできるような体制に整えるように、町に、まず出して行すべきじゃないかと思いますんで、その辺を、ちょっと変更された方がいいんじゃないかと思います。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）自治会うんぬん、要綱うんぬんじゃなくて、要は、事業補助でもええよっていうふうにすれば、自動的に要綱も変えんにゃあいけんのじゃけえ、そこまでこだわらんでええんよ。あくまでも事業補助。当初予算の審査のときに説明があつたとおりの、事業補助に認めるように、その一言だけでいいと思います。

○委員長（崎本）はい、今の、の、分かった、事業補助の、それを町長宛に出しやあええんじやの。はい。ほかには。前田君。

○委員（前田）わしゃ、はっきり言うて全く分からんのじゃがね、事業補助いうてね、エリアか、分からん、範囲が。事業、どこまでなるんか。あれもこれもやって、外れたところも入ってくるんか。今回の予算は、予算じゃけえ、予算は、必要なもんじゃけえ通さにゃいけん思うが、こっちで謳うとる事業が何かは分からんのよの。いろいろなんが出て来るけえ、その案分の作り方をわしが言うとるんよの。

○委員長（崎本）はい、分かりました。はい、今のを、活動補助に変えて、それで皆さんいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、それで行きます。いいです。じゃ、追って再開の時間は連絡します。はい。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。これより各議案について順次採決を行います。まず、28 号議案、平成 29 年度海田町一般会計補正予算を採決いたします。28 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 28 号議案について、原案のとおり、決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって 28 号議案は原案のとおり可決されました。ただいま、小田委員ほか 13 名から 28 号議案、平成 29 年度一般会計予算に対し

て、附帯決議が提出されておりますので、この件を議題といたします。附帯決議をただいまから配付いたします。

(附帯決議配付)

○委員長（崎本）いいですか。はい。附帯決議については、提出者が全員でございますので、質疑、討論は省略いたします。お諮りいたします。案のとおり附帯決議を付すことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって、案のとおり附帯決議を付すことに決します。続きまして、第 29 号議案、平成 29 年度海田町公共下水特別会計補正予算を採決いたします。第 29 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 29 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって、29 号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第 30 号議案、平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。第 30 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 30 号議案については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、平成 29 年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。第 31 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）討論なしと認めます。お諮りいたします。第 31 号議案については、原案のとおり、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって 31 号議案は原案のとおり可決されました。この際、お諮りいたします。委員会の報告については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。異議なしと認めます。よって、委員会報告については、委員長一任ということにさせていただきます。以上で、大変長らく予算委員会に御協力くださりまして、ありがとうございました。予算委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。

午前 11 時 40 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 2 9 年 月 日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長